

「京都府の良好な文化的景観について」(報告)

平成17年12月

文化的景観検討委員会

はじめに

平成 16 年 5 月、文化財保護法が改正され「文化的景観」という新しい文化財が保護の対象となりました。文化的景観とは、地域において人と自然の関わりの中で長い年月をかけて育まれてきた景観のことです。また、同年 6 月「景観緑三法」が施行され、景観保護に取り組むための制度が整いました。

これを受け、京都府においては、その長い歴史や多様な地域の特性を活かし、各地域の個性に応じた特色ある景観まちづくりを進めようとしています。また、京都府教育委員会は、全国の都道府県に先がけて、平成 17 年 7 月に「文化的景観検討委員会」を設置し、府内の良好な文化的景観について、保護の対象、手法等の検討を始めました。委嘱された委員は、末尾の参考資料にあげたとおり、農業、人文地理、歴史、造園、経済、都市計画、マスコミ等の分野からなる 7 名で、7 月から 11 月までの間に 5 回の検討委員会を開催して議論を重ねてきました。検討に際しては、自然と人間とがさまざまな関係を結んでいる実態を把握した上で、府内各地の歴史と文化を十分に考慮した事例の抽出に心がけ、良好な景観の特徴がわかりやすくなるよう作業を進めてきました。

本報告は、府内各地域の特徴をよく表している景観事例をあげることによって、京都府の良好な文化的景観の諸相が明らかになるよう努めました。これを参考として、各地域でさらに検討が加えられ、京都府が府民の方々や N P O 法人、市町村と連携して、良好な文化的景観の保護施策を推進され、資産として次世代に引き継がれていくことを望むものです。

【検討委員会開催・検討状況】

開催日	主 な 検 討 内 容
平成 17 年 7 月 20 日	京都府の景観施策等の現状について 文化庁による「文化的景観」について（金田副座長）
平成 17 年 8 月 10 日	京都府における良好な文化的景観について 棚田等の保全をめぐる農林施策の現状と課題（秋津委員）
平成 17 年 9 月 2 日	京都府における良好な文化的景観について 「文化的景観」を考える（西川座長）
平成 17 年 10 月 14 日	京の景観形成推進プランの進行状況について 「報告」作成に向けた検討
平成 17 年 11 月 21 日	「報告」の検討

1 趣 旨

京都府では、古くから人々の様々な活動が行われたため多くの遺跡が残されています。古代には恭仁宮、長岡京、平安京など宮都が営まれ、中世、近世にわたって政治・経済・文化の上で大きな役割を果たしてきました。

府内には、古くから営々と耕作されてきた農地、手入れの施された山林などとともに、壮大な堂宇を誇る社寺建造物や人々の生活の中で伝えられてきた町家など、特色ある町並みがたくさん残されています。これらの景観は、長い年月の積み重ねを経て現在まで継承されてきたもので、京都府の大きな特徴となっており、古来から多くの人々により、各地の風景が絵画に描かれ、和歌に詠まれてきました。こうしたことによって、府内各地の景観が日本を代表するものとして認識されてきた由縁です。

京都府は、社寺が並び立ち各時代を代表する景観が残る山城地域、豊かな農地や山林に囲まれ都の消費を支えた丹波地域、日本海に面し大陸文化の取り入れ口として、弥生時代には有数の文化先進地となっていた丹後地域、という3つの特色ある地域に分けることができます。以下に、各地域の特色を表している良好な景観をあげました。

京都府内各地域の景観の特色

(A) 山城地域

京都市、乙訓地区

- ・平安京以来の町割りを留め、中世以来の寺社や近世の特徴を伝える町家の景観
- ・和風建築を飾ってきた北山杉の林業景観
- ・西国街道沿いに残る家並みの景観
- ・乙訓の筍を産み出す竹林の景観

南山城地区

- ・京及び南都を支えてきた木津川水運の景観（三川合流地から木津までの沿岸景観）
- ・宇治茶を生産する南山城地域の茶畑景観
- ・当尾や笠置などに点在する石仏群の景観
- ・南山城地域に残る条里水田の景観

(B) 丹波地域

- ・舞鶴湾沿岸部の近代を象徴するレンガ建造物群の景観
- ・中丹地域を古代から繋いできた由良川の景観
- ・山村集落と棚田の景観
- ・亀岡盆地に広がる水田の景観

(C) 丹後地域

- ・舟屋の景観や丹後半島沿岸部に展開する漁業関連の景観
- ・機織りの音が響く丹後縮緬の里及び縮緬街道の景観
- ・日本三景の一つ天橋立や古代丹後地域の政治勢力を彷彿とさせる遺跡群の景観

・海を見下ろす棚田の景観

明治維新以降の近代化、とりわけ 1960 年代後半からの高度経済成長により、便利な生活ができるようになる一方、生活様式の激変により、歴史の中で育まれてきた町並みも変化を余儀なくされてきました。農村部においては、開発の一方で人口の流出に伴って耕作地が放棄され、これまでの良好な景観を維持することが難しくなっています。

地域固有の文化的景観は、代々にわたって連綿と受け継がれてきた人々の営みにより作り上げられたものです。これは、世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）第 1 条に定義される文化遺産に加えられた文化的景観とも同じ考え方に立つものです。

以上のような認識のもと、京都府の特性を活かした文化的景観の保護が推進される端緒となるようこの報告を行うものです。

2 現状と保護の方向性

京都府は、昭和 48 年（1973）府内各地域に残る良好な町並みや田園風景など特色ある景観を「京の百景」として絵画に描き、普及に努めるという事業を行いました。それ以後でも、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区選定の推進や、京都府文化財保護条例に基づく文化財環境保全地区の決定を行うなど、文化財保護を通して良好な景観の保存に努めてきました。一方で、京都府環境を守り育てる条例に基づく（歴史的）自然環境保全地域の指定を行うことにより、歴史的風土や自然環境の保全も行っています。

現代社会では効率と利便性の追求から、建造物や諸施設等のデザインや材料の画一化が進み、地域固有の歴史や生業に培われた特徴ある景観の多くは大きく変貌し、消失しつつあります。都市部にあっては、高層住宅やプレハブ建物の増加により、伝統的な町並みの景観が急速に減少しています。農山村部においても、効率を優先した田畑の整備が進められる一方で、人口流出や高齢化によって農地経営が放棄されるようになり、地域の特色を示す棚田や畑地などにおいて耕作を継続することが困難になっています。山林においても、日々の生業により世代を越えて育成されてきた植林地の管理が放棄される傾向にあります。

近年の心豊かな社会を求める動きの中で、各地域が独自に育んできた景観を公共の資産として守ることが求められるようになり、平成 16 年「景観緑三法」が制定されるとともに、文化財保護法でも新たな保護対象として文化的景観が取り上げられるようになりました。文化的景観を保護するためには、景観法に基づく条例によって守られることが必要ですが、同時に、地域が育んできた景観を守っていこうとする人々を府や市町村がいろいろな形で支援する仕組みが不可欠です。

3 京都府内各地の特色をよくあらわしている文化的景観の事例

文化庁による重要文化的景観の選定基準では、農林水産業を中心とした景観地を主たる対象としていますが、京都府では良好な文化的景観について、より広い範囲で検討しました。

今なお地域固有の景観を良好に保っている代表的な事例を抽出し、その特徴を検討したところ、以下のような種別に分類できると考えました。

(1)農林水産業に係る景観地 (2)伝統産業に係る景観地 (3)信仰や生活習俗に係る景観地 (4)集落に係る景観地 (5)歴史的事跡が残された景観地 (6)自然的な複合景観地 (7)商業・交通に係る景観地 (8)その他の景観地

なお、ここで取り上げた景観例は、あくまでも参考事例であり、これらを含め、文化的景観は地域の文化財であるという地元の人々の認識により、それらを維持・継承・発展させるために、事例の増加や保護区域の拡大など具体的な方策が進められることが望まれません。

(1) 農林水産業に係る景観地

- ・越畑の棚田（京都市右京区）
- ・筍畑と小柴垣の景観（向日市・長岡京市）
- ・白川の茶畑と瓦屋根の町並み（宇治市）
- ・南山城の茶畑景観（宇治市、宇治田原町、和束町、南山城村）
- ・木津川流域の島畠（城陽市）
- ・青谷の梅林（城陽市）
- ・畦畔木のある水田景観（亀岡市）
- ・鮎漁の景観（日吉町、京丹波町）
- ・台頭の棚田（三和町）
- ・毛原の棚田（大江町）
- ・加悦谷の水田景観（加悦町・野田川町）
- ・新井の棚田（伊根町）
- ・袖志の棚田（京丹後市丹後町）
- ・間人海岸と漁り火（京丹後市丹後町）
- ・久美浜湾と牡蠣の養殖景観（京丹後市久美浜町）

(2) 伝統産業に係る景観地

- ・西陣の織屋・問屋の景観（京都市上京区）
- ・五条坂周辺の陶磁器作りの景観（京都市東山区）
- ・広沢池周辺の庭園用樹木の畑地景観（京都市右京区）
- ・北山杉の林業景観（京都市右京区）
- ・桧皮採集林の景観（京都市右京区、美山町）

- ・茅場の景観（美山町）
- ・ころ柿作りと柿屋の景観（宇治田原町）
- ・黒谷の紙すき景観（綾部市）
- ・玄武岩採石場跡の景観（夜久野町）

（ 3 ） 信仰や生活習俗に係る景観地

- ・菩提滝の景観（京都市右京区）
- ・愛宕山参詣道の景観（京都市右京区、亀岡市）
- ・向日神社の鎮守の森景観（向日市）
- ・酬恩庵周辺の景観（京田辺市：府文化財環境保全地区）
- ・甘南備山の景観（京田辺市）
- ・宮座行事が行われる涌出宮周辺の景観（山城町：府文化財環境保全地区）
- ・当尾の磨崖仏、石仏群の景観（加茂町：府文化財環境保全地区・府歴史的な自然環境保全地域）
- ・質美八幡宮の鎮守の森景観（京丹波町：府文化財環境保全地区）
- ・大江山の修験道関連の景観（福知山市・大江町）
- ・大原神社と産屋の景観（三和町：府文化財環境保全地区）
- ・松尾寺周辺の景観（舞鶴市）
- ・化粧地藏で飾られる丹後の地藏盆景観（宮津市・加悦町・野田川町他）
- ・丹後国分寺跡と天橋立周辺の景観（宮津市：国史跡・特別名勝）

（ 4 ） 集落に係る景観地

- ・上狛環濠集落跡の景観（山城町）
- ・茶問屋の町並み景観（山城町）
- ・茅葺き屋根の景観（美山町・重要伝統的建造物群保存地区）
- ・ちりめん街道の町並み景観（加悦町・重要伝統的建造物群保存地区）
- ・舟屋の景観（伊根町・重要伝統的建造物群保存地区）
- ・機織り民家の景観（京丹後市弥栄町他）

（ 5 ） 歴史的な事跡が残された景観地

- ・嵯峨野宮神社周辺の小柴垣の景観（京都市右京区）
- ・嵯峨大覚寺から大沢の池一帯の景観（京都市右京区：一部国史跡・名勝）
- ・蹴上ダムからインクラインの景観（京都市東山区：国史跡）
- ・山科寺内町跡に残る土塁の景観（京都市山科区：一部国史跡）
- ・興聖寺及び琴坂周辺の景観（宇治市：府名勝・府文化財環境保全地区）
- ・石清水八幡宮を中心とする男山の景観（八幡市：府歴史的な自然環境保全地域）

- ・山城南部地域の糸里水田の景観（京田辺市 他）
- ・大井手用水と瓶原の水利景観（加茂町）
- ・安積親王墓と茶畑の景観（和束町）
- ・雲原の砂防施設の景観（福知山市）
- ・赤レンガ建造物群の町並み景観（舞鶴市）
- ・網野銚子山古墳と町並み景観（京丹後市網野町：一部国史跡）

（ 6 ）自然的な複合景観地

- ・羽束師橋から望む鴨川・桂川の合流景観（京都市）
- ・宇治川・木津川・桂川の三川合流地の景観（京都市・大山崎町・八幡市）
- ・宇治川の景観（宇治市）
- ・木津川沿いの旧護岸景観（京田辺市・山城町・木津町・精華町）
- ・笠置山と笠置浜の景観（笠置町：国史跡及び名勝）
- ・丹後半島沿岸の景観（宮津市・伊根町・京丹後市）

（ 7 ）商業・交通に係る景観地

- ・旧西国街道の町並み景観（向日市・長岡京市・大山崎町）
- ・太閤堤の景観（宇治市）
- ・旧奈良街道の町並み景観（城陽市・井手町・山城町・木津町）
- ・木津川の流れ橋（八幡市）
- ・旧山陰道の町並み景観（亀岡市・園部町・八木町・京丹波町）
- ・宮津街道峠道の景観（大江町・宮津市）

（ 8 ）その他の景観地

- ・巨椋池干拓地の水田景観（久御山町）
- ・成生岬の魚付保安林（舞鶴市）
- ・琴引浜と砂丘の防風林（京丹後市網野町）

4 今後の取組

（ 1 ）文化的景観の普及啓発

以上述べたように、京都府の特色をよくあらわしている景観地については、具体的な景観事例を府民の方々に検討していただく必要があります。そのためには、地域住民の意見を反映して各市町村ごとの「文化的景観“100”選」を選定するなどの作業も有効だと考えられます。

また、文化的景観を保護していくためには、市町村の景観行政部局、文化財保護部局と

NPO法人等が、地域住民とともに勉強会などを通して、保護対象となるべき景観の選定やその保護施策について、協議・検討していくことが大切だと考えます。

(2) 保護に向けての連携

文化的景観の保護は、文化財の価値に応じて行政が保存すべき範囲を示す従来型の保護の方法とは異なり、景観を守りたいと考える地域住民やNPO法人等の意思に基づき、生活の中での保存に対応できる保護手法の転換が求められています。

未永く文化的景観の保護を行うためには、その前提として景観法や景観条例により、まず保存地区を決定する必要があるとあり、景観部局や農林水産部局などとの連携が欠かせません。また、棚田などのボランティア組織やNPO法人、地域住民と連携を図り、良好な景観を持続させるしくみを築いていく必要があります。そのための保護の形態については、地域住民の意向を第一に考え、好ましい方向への変化を認めた保存の方法も必要でしょう。

(3) 重要文化的景観選定に向けた市町村支援

文化財保護法第134条では、「景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」とされています。

京都府は、府内の文化的景観の中で重要なものについて、市町村等と連携して重要文化的景観に選定されるよう国に働きかけ、選定後の修理、修景、復旧、防災等の事業について市町村等への支援を進める必要があります。

(4) 京都府文化財保護条例の改正

京都府内には、茶園・竹林・棚田・里山などの良好な生活・生業に深くかかわる文化的景観が残されているばかりでなく、独自の歴史的な重み、伝統を感じさせる景観も数多く存在しています。こうしたことを踏まえて、本検討委員会は、京都府の歴史と文化を十分に考慮した文化的景観とは何かを検討してきましたが、京都府における良好な文化的景観の保護をより確かなものにするためには、京都府文化財保護条例の改正を視野におく必要もあると考えられます。

【参考資料】

文化的景観検討委員会 名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	現 職	備 考(分野等)
秋 津 元 輝	京都大学大学院農学研究科助教授	農業
金 田 章 裕	京都大学大学院文学研究科教授	座長代理、参与 人文地理
瀧 浪 貞 子	京都女子大学文学部教授 京都府文化財保護審議会委員	参与 歴史
仲 隆 裕	京都造形芸術大学芸術学部教授	参与 造園
中 川 恵 次	宇治商工会議所会頭	経済
西 川 幸 治	京都府文化財保護審議会委員 京都大学名誉教授	座長、参与 都市計画
山 本 啓 世	京都新聞社編集局記事審査部長	マスコミ

(役職については平成 17 年 12 月現在)